

民間学童保育室運営事業実施要綱及び民間学童保育室運営事業費補助金交付要綱に基づく自主点検シート

|         |                     |
|---------|---------------------|
| 法人名     | 株式会社ひかり             |
| 学童保育室名  | icoi                |
| 保育室住所   | 高槻市東五百住町3丁目10番23号2F |
| 自己検査実施日 | 2024年6月21日          |

|    | 自主点検項目                                                                                                                                                            | 点検結果                                     | 点検のポイント                                                                                                                               | 備考 |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1  | 【高槻市条例第8条】 【運営基準第9条】<br>遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（専用区画）を設けている。<br><br>専用区画の面積は、児童1人につき1.65㎡以上。                                                             | <div>はい</div> ・いいえ                       | 専用区画には、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えており、衛生及び安全が確保されている。<br><br>開所している時間帯を通じて専ら放課後健全育成事業の用に供されている。                                               |    |
| 2  | 【高槻市条例第9条】<br>放課後児童支援員1名を含む2名以上の職員で保育を行っている。<br><br>1の支援の単位を構成する児童の数が40人（市長が認めた場合にあつては、60人）以下である。                                                                 | <div>はい</div> ・いいえ                       | 放課後児童支援員は、有資格者であつて、都道府県等が行う研修を修了した者。<br><br>保育実施時に放課後児童支援員1名を含む2名以上の職員が常時配置されている。                                                     |    |
| 3  | 【高槻市条例第10条】 【運営基準第5条第3項】<br>地域社会との交流及び連携を図り、保護者等に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めている。                                                                                         | <div>はい</div> ・いいえ                       | 見やすい場所への掲示等により、重要事項を閲覧に供している。<br><br>地域社会や保護者に、必要に応じて運営内容の説明を行っている。                                                                   |    |
| 4  | 【高槻市条例第10条】 【運営基準第5条第4項】<br>運営内容について自己評価を行い、改善に努めている。<br>また、自己評価結果を公表するよう努めている。                                                                                   | <div>はい</div> ・いいえ                       |                                                                                                                                       |    |
| 5  | 【高槻市条例第10条】 【運営基準第6条】<br>消火器等の消火用具、非常口その他の非常災害に際し必要な設備を設け、非常災害に対する具体的な計画の作成に努めた上で、避難及び消火に対する訓練を定期的に行っている。                                                         | <div>はい</div> ・いいえ                       | 計画は、火災に対処するための内容だけではなく、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものである。（災害ごとに別の計画として作成する必要はない）<br><br>消防法に基づき、消火訓練及び避難訓練が年2回以上（通報訓練は年1回以上）行われている。 |    |
| 6  | 【高槻市条例第10条】 【運営基準第6条の2】<br>児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、これを実施している。また、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知するとともに、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っている。                             | <div>はい</div> ・いいえ                       | 施設及び設備の安全点検、利用者に対する登降所を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員研修、その他事業所における安全に関する事項が計画に盛り込まれている。                                            |    |
| 7  | 【高槻市条例第10条】 【運営基準第6条の3】<br>自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認している。                                                               | <div>はい</div> ・いいえ                       | 所在確認は、送迎用バスの運行に限らず、所外活動ほか利用者等の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象。                                                                                |    |
| 8  | 【高槻市条例第10条】 【運営基準第8条第2項】<br>各研修会への積極的な参加及び内部研修の充実などにより、職員の資質向上対策への積極的な取り組みをしている。                                                                                  | <div>はい</div> ・いいえ                       | 施設外研修を積極的に受講させている。<br><br>一部の職員のみではなく、できるだけ偏りなく多くの職員に参加させるよう努めている。<br><br>利用者の処遇に係る人権や虐待防止研修の実施。                                      |    |
| 9  | 【高槻市条例第10条】 【運営基準第11条】<br>利用者の国籍、信条、社会的身分によって、差別的取扱いをしていない。                                                                                                       | <div>はい</div> ・いいえ                       |                                                                                                                                       |    |
| 10 | 【高槻市条例第10条】 【運営基準第12条】<br>児童の虐待を防止する措置をとっている。                                                                                                                     | <div>はい</div> ・いいえ                       | 虐待防止に関する研修を実施している。                                                                                                                    |    |
| 11 | 【高槻市条例第10条】 【運営基準第12条の2】<br>業務継続計画（BCP）またはそれに準ずるものを策定し、職員に対し、業務継続計画（BCP）について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めている。<br><br>定期的に業務継続計画（BCP）の見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めている。 | <div>はい</div> ・いいえ<br><div>はい</div> ・いいえ | 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対する適切な処遇を継続的に実施できる仕組みを整えている。                                                                                   |    |
| 12 | 【高槻市条例第10条】 【運営基準第13条及び第5条第5項】<br>衛生管理等に必要な措置を講じている。<br>居室等の保温、換気、採光及び照明等の利用者の保健衛生に関する事項に適切に取り組んでいる。                                                              | <div>はい</div> ・いいえ                       | 利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じている。<br><br>感染症及び食中毒予防の対策を講じている。<br>医薬品等を適正に管理している。                                            |    |
| 13 | 【高槻市条例第10条】 【運営基準第14条】<br>運営規程（施設の運営についての重要事項に関する規程）が整備されている。                                                                                                     | <div>はい</div> ・いいえ                       | 運営基準第14条各号が盛り込まれている。                                                                                                                  |    |
| 14 | 【高槻市条例第10条】 【運営基準第15条】<br>職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿が整備されている。                                                                                                   | <div>はい</div> ・いいえ                       | 入室申請書類等が適正に管理できている。<br>保育日誌（事業所日誌）等、日々の記録が適正に記録できている。<br>利用者の出席簿が適正に記録できている。<br>衛生管理点検簿等の食事提供関係書類の整備。<br>職員会議の適切な開催及びその記録の保持。         |    |
| 15 | 【高槻市条例第10条】 【運営基準第16条】<br>児童及びその家族の秘密を守るよう必要な措置をとっている。                                                                                                            | <div>はい</div> ・いいえ                       | 個人情報適切に管理している。<br>職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていない。<br>業務上知り得た個人情報の漏洩防止に係る措置が講じられている。<br><br>個人情報保護に関する研修を実施している。             |    |
| 16 | 【高槻市条例第10条】 【運営基準第17条】<br>保護者等からの苦情に対応するための必要な措置をとっている。                                                                                                           | <div>はい</div> ・いいえ                       | 苦情解決責任者、苦情受付担当者を配置している。<br>市から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っている。<br>大阪府社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会が行う調査等に適切に対応している。                    |    |
| 17 | 【高槻市条例第10条】 【運営基準第18条】 【高槻市要綱第8条】<br>平日は3時間以上、休業日（長期休業期間含む）は8時間以上開設し、年間開設日数の見込みが265日以上。                                                                           | <div>はい</div> ・いいえ                       | 高槻市保育室条例第7条の規定に準じた開所時間の設定、新1年生の受入れに当たっての対応、年間の開所日数は概ね265日程度 など。                                                                       |    |
| 18 | 【高槻市条例第10条】 【運営基準第19条及び第20条】<br>保護者及び小学校等との連携に留意した運営を行っている。（保護者との連携は努力義務）                                                                                         | <div>はい</div> ・いいえ                       | 常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、支援の内容等につき保護者の理解及び協力を得るよう努めているほか、保護者会等の意見を述べる機会や相談の機会を確保している。<br><br>市や小学校等と適切に情報共有している。                            |    |
| 19 | 【高槻市条例第10条】 【運営基準第21条】<br>事故やケガの防止に向けた対策をとるとともに、事故発生時に備えた体制を確保している。                                                                                               | <div>はい</div> ・いいえ                       | 事故が発生した際、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じている。<br>賠償すべき事故の発生時に、損害賠償を速やかに実施。                                                        |    |
| 20 | 【高槻市要綱第5条】<br>民間学童保育室入室審査を経て市に認められた者と契約し、入室手続きを行っている。                                                                                                             | <div>はい</div> ・いいえ                       |                                                                                                                                       |    |
| 21 | 【高槻市要綱第9条】<br>保育料は、市が定めた金額で設定し、それを徴収している。                                                                                                                         | <div>はい</div> ・いいえ                       | 入室児童1人につき月額6,000円（8月分は12,000円）。利用時間を延長して利用させる場合や、おやつ等を提供する場合等は、それにかかる費用は別途徴収可能。<br><br>保育料以外の徴収金について、保護者に事前に説明を行い、同意を得ている。            |    |

（凡例）  
高槻市条例：高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例  
運営基準：放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
高槻市要綱：高槻市民間学童保育室運営事業実施要綱